

# 水利施設に対する支援（市単独補助事業）FAQ

## 【全般について（2つ以上の事業に該当する質問も含みます）】

### 1. 受益戸数の要件があるものについて、理由を教えてください。

市予算より補助金を交付するにあたり、より多くの市民に利用されている農業用施設であることを条件としております。

なお、「一般水路・ため池改修事業」については、特定ため池の場合、改修をしないことによる周囲への影響が大きいと考えられることから、受益戸数の要件はありません。また、「ため池廃止事業」については、使用していないため池であることが前提と考えられることから、受益戸数の要件はありません。

### 2. 受益戸数は、どのように確認されますか。

現場確認時もしくは補助金等交付申請書の提出時に、管理者・所有者の方に聞き取りをさせていただきます。

### 3. 「特定ため池」とはどのようなため池を指しますか。

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（令和元年7月1日施行）、「ため池の保全等に関する条例」（令和元年7月1日一部改正）に基づいて、決壊すると下流の家屋や公共施設などに被害を及ぼすおそれがあると兵庫県が指定したため池のことを指します。

### 4. 「特定ため池」の調べ方を教えてください。

神戸市情報マップにて、特定ため池の場所を公開しております。ご不明の場合は、農政計画課へご連絡ください。

### 5. 事業費は税込みですか。

税込みの金額となります。

### 6. 事業費の上限はありますか。

事業費の上限は設定しておりませんが、国や県等の他の補助事業の採択要件を満たす工事の場合は補助対象となりません。また、市予算状況等を鑑み補助が出来ない場合があります。

**7.事業費の下限が 20 万円以上である理由を教えてください。**

工事に伴う高額な事業費の負担軽減が、補助を行う目的の一つであるため、事業費 20 万円以上の工事のみを対象としております。

**8.工事に必要な調査設計費も補助の対象となりますか。**

調査設計費については、補助の対象となりません。

**9.事業費の妥当性はどのように判断されますか。**

申請時に提出いただく設計書、平面図、見積もり等をもとに、市担当職員が妥当性を判断します。(場合によっては聞き取りをさせていただきます。)

**10.事業費算出にあたり、工事業者から見積もりを取る場合は 1 社で良いですか。**

適正な事業費の算定に向けて、少なくとも 2 社からの見積もりをお願いします。ただし、2 社からの見積もりを取ることができない特段の理由がある場合は、農政計画課へご相談ください。

**11.各種補助の率はどのように決めていますか。**

制度創設時より活用状況や予算状況を鑑み、随時補助率の改定も行い現在の補助率となっております。

ため池廃止事業については、利用されない状態で放置されるため池が多く、特に特定ため池は防災上のリスクが高いことから、高い補助率を設定し廃止を促しております。

開水路改修事業については、ため池やパイプラインと比べて、用排水路の整備が後送りになっている状況から、水利施設として一体となった防災上のリスク低減を図るため、高い補助率を設定し改修を促しております。

**12.申請にあたり、必ず JA を通して申請しないといけませんか。**

必ずしも JA を通す必要はありませんが、申請にあたっては、申請書類の作成や工事に伴う事業者との調整、工事に伴い発生する法定手続き等が必要となり、補助を受けるにあたって多くの時間・手間を要することが想定されますので、一度 JA にご相談されることを推奨します。

**13.JA に依頼する場合の事務費は、補助の対象となりますか。ならない場合は理由を教えてください。**

申請書類の作成や工事に伴う事業者との調整、工事に伴い発生する法定手続き等、本来申請者が行う手続きを JA が行うかわりに発生するのが事務費であるため、補助の対象とはなりません。

**14.同じ箇所でも再び補助を利用することはできますか。できない場合は、どれくらい期間があれば補助可能ですか。**

一般水路・ため池改修事業・開水路改修事業について、同じ箇所でも再び補助を利用することはできません。

**15.市が管理している水路（青線水路）などの補修を地域住民が行う場合は、補助の対象となりますか。**

まずは水路が所在している区の建設事務所へ水路の現状についてご相談ください。管理者（建設事務所）が補修不要と判断したが、営農にあたり補修が必要で地元で工事を行う場合は、補助の対象となる場合がありますので、農政計画課にご相談ください。

**16.請負（委託）業者を選定する場合の入札や見積もり合わせの業者数のしぼりはありますか。**

適正な工事発注に向けて、少なくとも2社からの見積もりをお願いします。ただし、2社からの見積もりを取ることができない特段の理由がある場合は、農政計画課へご相談ください。

**17.自分で工事を行いたいと考えていますが、工事業者の紹介はしてもらえますか。**

市では事業者の紹介を行っておりませんので、JAやお近くの工務店等にご相談ください。

また（一社）兵庫県建設業協会や入札情報もご参考ください。

（一社）兵庫県建設業協会：<http://www.hyokenkyo.or.jp/>

入札情報：<https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/contract/bid/index.html>

**18.工事発注を行う際に必要となる図面や設計書などの作成を市にやってもらうことは可能ですか。**

図面や設計書の作成など申請にかかる書類は、申請者が作成することになります。作成する上で不明点があれば、農政計画課にご相談いただければ可能な限り技術的指導・助言をさせていただきます。

また、申請書類の作成や工事に伴う事業者との調整など法定手続きには多くの時間・手間を要することが想定されますので、一度JAにご相談されることを推奨します。

**19.工事を行いたいですが金銭的に余裕がありません。貸付け等の融資制度はありますか。**

農政計画課では貸付け等の受付を行っておりませんので、JAやその他金融機関にご相談ください。

## 【一般水路・ため池改修事業について】

### 20.ポンプ施設や取水ゲートなどの設備系を改修する場合は、補助の対象となりますか。

農業水利施設と考えられるものについては、広く補助の対象としておりますが、補助の対象となるか不明な場合は農政計画課へご相談ください。

### 21.パイプラインを緊急で補修したいのですが、補助を受けるにあたり注意することはありますか。

工事着手後の申請では、補助の対象となりません。緊急の場合であっても、「事前着手承認申請書」及び位置図、写真を提出いただき、承認されてから工事を着手する必要があります。

また、申請書類の作成や工事に伴う事業者との調整など法定手続きには多くの時間・手間を要することが想定されますので、緊急の事象が発生した段階で、一度JAにご相談されることを推奨します。

## 【ため池廃止事業について】

### 22.個人で所有しているため池の廃止を希望していますが、補助の対象となりますか。

個人所有のため池でも、特定ため池であれば補助対象となります。

### 23.ため池廃止に伴い、別途土砂を搬入し埋立予定だが、全て補助の対象となりますか。ならない場

合は理由を教えてください。

基本的には堤体開削による廃止工事のみを補助の対象としています。

(防災上のリスク軽減や維持管理の負担軽減を図ることを目的とした補助制度であるが、埋立てによる廃止工事では、跡地の利用によって利益を得る等、本来とは違った目的の可能性が考えられるため。)

ただし隣接施設(道路、鉄道等)との関係から、埋立てによる廃止工事のほうが堤体開削による廃止工事に比べ著しく経済的と考えられる場合は、補助対象となる可能性もあるため農政計画課にご相談ください。

### 24.ため池廃止に伴い、堤体部分の土砂を崩し池内に敷き均して埋め立てる場合は補助の対象となり

ますか。ならない場合は理由を教えてください。

堤体開削により生じた土砂のみで埋め立てる場合は、補助の対象となります。

(堤体開削により生じた土砂では足りない分を別途搬入する場合は、対象となりません。)

25.ため池の廃止は、土地の所有者と池の管理者が違う場合はどちらが申請すれば補助対象となりますか。

どちらも補助対象者となり得ますが、土地の所有者が申請する場合は池の管理者の、池の管理者が申請する場合は土地の所有者の同意書が必要となります。

## 【開水路改修事業について】

26.改修前、改修後のいずれかが開水路であれば補助の対象となりますか。

改修前、改修後のいずれかが開水路であれば、補助の対象となりますが、防災の観点による改修に限ります。

27.「特定ため池」の上下流の水路とは、どこまでの範囲を認めてもらえますか。

具体的な範囲の指定はありません。申請時の聞き取りや現地確認により、防災上必要な改修であるか判断いたします。